

第4回札幌市立小中学校適正配置審議会

日時：平成29年10月18日（水）10時00分～

場所：STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）第3回審議会の審議内容について

（2）札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直しに係る答申について

3 閉 会

○事務局 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、そしてお寒い中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日の出席でございますが、11名中10名の出席となっております。会議の定足数は過半数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○会長 改めまして、おはようございます。

それでは、これから第4回の札幌市立小中学校適正配置審議会を開会いたします。

今日の議題は、次第にありますように2点です。まず、第3回審議会の審議内容を確認します。次に、札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直しに係る答申について審議をいたします。

それでは早速、前回の審議会の内容を確認します。

事務局から資料1について御説明をいただき、その後、皆さんから補足で確認や意見などがあればいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1に沿いまして、第3回の審議会の議事内容について振り返っていきます。

上から順番に読み上げます。

前回の審議会において、事務局から提案した見直し案について、概ね御了承いただきました。

審議の過程で、次のような補足意見等をいただいております。下に記載しております。読み上げます。

【3-5 取組の進め方】

適正化を考えるにあたっては、学校の組合せだったり通学区域の見直しだったり、様々な場合分けが考えられる。それを検討メンバーが一から検討する現状は、非常に負担が大きいと思う。

教育内容に関しては、学習指導要領など関係法令に基づいて編成されるべきものであり、検討委員会の検討事項に含まれるのはいかなるものか。

新しい学校作りは、開校1年前に開校事務取扱として発令される校長・教頭の下で行うこととし、検討委員会の検討事項とは、明確に分けた方がいい。

【3-6 学校施設の考え方】

児童会館の利用者数が年々増えている地域もあるので、複合化の検討にあたっては、その点も考慮したほうが良い。

跡活用について、民間への売却は、将来的には転売もありうるため、札幌市としての財産がだんだん減っていくことになる。民間への貸し付けなど、売却以外の手法も検討に含めて欲しい。

使用しなくなった学校施設・土地などについては、街全体のエリアで捉えて、学校とは異なる土地の使い方などについて、地域を巻き込んだ議論の場づくりを検討して欲しい。また民間事業者に売却する場合は、活用についてプレゼンテーションする場を設けると、民間はノウハウを持っているので、地域の発展と事業者の利益が両立するような提案ができる場合があると思う。

跡活用でもみじ台地区に設立された私立の学校は、フリースクールなど行政とは異なる機能を持っており、画期的であると思う。

統合にあたって既存校舎を使用する場合は特段の配慮が必要。たとえば壁を塗り替えるとか、トイレや玄関の改修とか、学校施設面でも新しい学校という意識が持てるよう支援してほしい。

【3-7 取組にあたり配慮する事項】

学校から配布される手紙も多く、検討委員会ニュースを配布してもなかなか保護者の目には止まりにくい。ツイッターなどSNSを活用することで、より情報が届きやすくなるのではないかな。

大きな学校にも行事運営が大変だったり、施設が手狭だったりの影響もある。対策は難しい面もあると思うが、課題認識は必要である。

統合前後の時期は、閉校や開校に関する教職員の業務量が非常に多い。また、環境が変わるためよりきめ細やかに児童生徒を見ていくことが求められる。加配や外部人材の活用も含め人的な配慮や支援を検討してほしい。

新たな基本方針の中で、地元町内会との連携にも触れておくと、連合町内会の代表の方も検討委員会に参加した時に、発言しやすくなるのではないかな。

今後札幌市でも小中一貫教育を推進していくのであれば、学校規模適正化の取組も、小中一貫教育の推進と整合性が取れるように事前に調整や連携が必要となるのではないかな。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明を受けて、何か皆さんから補足や確認、御意見などはあるでしょうか。

○委員 1点だけ。

確認なのですが、前回いただいた参考資料、今回も資料6に載っていますが、この中の学校規模の状況で、私が知っている学校が3学級少ないと思って見ていましたら、一番下のところに、小さな字で括弧して特別支援学級を除くと書いてあるのです。中学校の方はかなり大きい字で書いているので私もはっきりとわかったのですが、広く保護者全員にわかるように、明確に表記したほうがいいかなと思いました。

○事務局 記載については検討します。

○委員 よろしく願いいたします。

○会長 今回の点について確認をします。

学級数というのは、通常の学級の数のことを指す。これはよろしいですね。

そして、いま委員から御指摘があったのは、小学校の資料の文字が少し小さくてそのことが分かりにくいので、中学校と同じように、市民の方がご覧になったときにより分かりやすい表記が望ましいのではないだろうかということですね。もっともな御意見だと思いますので、事務局の方で記載の工夫をお願いいたします。

他はよろしいですね。

(なし)

○会長 それでは、続いて札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直しに係る答申についての審議をいたします。

審議会としての答申をまとめるに当たって、まず事務局の方で、これまでの審議を踏まえて、案、たたき台というのでしょうか、それを作成していただきました。精力的な取組、本当にお疲れさまでした。

そこで審議の進め方ですが、まず、事務局から目次にある1から7の項目ごとに読み上げてもらいます。その後、項目ごとに、皆さんからこれまでの審議内容を踏まえて補足したり、あるいは修正したりしながら進めていきたいと考えています。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、項目1の読み上げをよろしくお願いいたします。

○事務局 事務局から順番に1から読み上げますが、それに先立ちまして、今回の答申（案）を作成するに当たっての大きな考え方について、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、今回の答申（案）につきましては、新たな基本方針の一語一句を表面的に示すのではなく、今までたくさん御審議いただいた質や観点、ベースとなる部分をできるだけ盛り込んだ上で、この項目に当たってはこういう方向性で見直しを図るのが望ましいという形で整理をさせていただいてございます。

また、審議の中でそのまま良いとなった項目がいくつかありますが、そのことについては答申の中では言及してございません。

なお、答申をひとつの文書にまとめるに当たって、事務局の方で、これまでいただいた複数の御発言をつないだり、逆に分けたり、あとは御発言の背景にあるであろう考え方を補足したり、反対に短い言葉に置きかえたりしてございます。

あくまでこの答申（案）は検討のたたき台と考えてございますので、ちょっと違うよという部分や、先ほど会長からもありましたが、盛り込んで欲しいという部分があれば、忌憚なく御指摘いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1 番から読み上げさせていただきます。2 ページをご覧ください。
読み上げます。

1、学校規模適正化の意義・目的。

本審議会では、基本方針の見直し案の本格審議に先立ち、最初に、学校規模適正化の意義や目的、そこから生まれる教育面や学校運営面の効果等についての自由討論を行った。

【クラス替えによる教育効果】

- ◎様々な人間と関わることで子どもたちは成長していくことから、それが可能な環境を整えることが重要である。小規模校の良さは認めつつも、子どもたちにとっては、クラス替えができて、より柔軟に人間関係を構築できる環境が望ましい。
- ◎人間関係をうまく作れなかったり、つまずきがあったりした場合のリセットの役割としても、クラス替えができることは重要である。

【多様な人・価値観との出会いによる教育効果】

- ◎いま社会が子どもたちに求めている資質はコミュニケーション能力であり、発達段階において色々な人と出会いながら、人間関係形成能力を培うことが求められている。そのためには、日々の学校生活や学習活動の中で多様な考え方に出会い、互いを尊重しながら調整したり、昇華させたり、関わりを深め合うことが欠かせない。その観点からも多様な出会いがある学校規模は教育環境として重要であり、少子化、核家族化が進んでいる現代だからこそ、学校教育で力を入れていくべきところでもある。
- ◎子どもたちの成長過程においては、大人との出会いも重要である。教職員にもある程度の人数がいることで、より多面的に子どもたちの良さに気づくことができ、支援が可能となる。

【教職員体制の充実による教育効果】

- ◎小学校では学年担任が複数いることで、習熟度別や課題探究型のグループ学習を行うときに指導者を確保しやすくなる。学年担任が1人だと、校外に引率する学習活動等にも不都合が生じることもある。
- ◎中学校は教科担任制であることから、全9教科において、それぞれ専門性を有する教員配置が求められる。

【その他適正な学校規模による教育効果や学校運営上の利点】

- ◎教職員の体制が整うことで、学校運営において様々な社会的要請や課題が生じた際に、お互いに支え合ったり連携したりしながら対処することができる。また、運動会や修学旅行など各行事の運営体制を整備しやすい。
- ◎運動会や合唱コンクールなどの学校行事においても、一定の学校規模があることによって多人数ならではの活気や迫力が生まれる。参加する児童生徒をはじめ、見学する保護者や地域の方々、すべての関係者にとって得難い経験となり、そのことが子どもたちの更なる成長を促す。

以上でございます。

○会長 今、読み上げていただきましたが、1の学校規模適正化の意義・目的は、4つの視点から書かれています。クラス替えによる教育効果、多様な人・価値観との出会いによる教育効果、教職員体制の充実による教育効果、その他適正な学校規模による教育効果や学校運営上の利点の4点です。

今、答申（案）をご覧くださいまして、委員の皆さんから補足、あるいは、もう少しこのところは書き足したほうがいいのか、もう少し簡略化したほうがいいのか、御意見がありましたらお願いいたします。

○委員 ちょっと細かいところもあるのですが、よろしいでしょうか。

まず、2ページの中央付近です。多様な人・価値観との出会いによる教育効果のところですが、「いま社会が子どもたちに求めている資質はコミュニケーション能力」という表記は、何かコミュニケーション能力に限定されているような感じがします。子どもたちには色々な能力が求められていると思いますので、例えば「いま社会が子どもに求めている資質の一つにコミュニケーション能力があり」というような表現のほうがいいかなと思いました。

それから2つ目は2ページの下のところです。ここの項目は教職員体制の充実による教育効果ということですので、中学校のところは、例えば「中学校は教科担任制であることから、適正な規模を確保できれば、全9教科において、それぞれ専門性を有する教職員配置が可能である」など、「可能である」というような言い方のほうがいいかなと思いました。これが2つ目です。

3つ目は3ページ「運動会や合唱コンクールなどの学校行事においても」というところで、「一定の学校規模があることによって多人数ならではの活気や迫力が生まれる」という項目があります。これはそのとおりだと思うのですが、もう一つ、ある程度の人数を確保することで、子どもたちが、余り言葉はよくないですが競い合うとか、切磋琢磨してお互いに高め合っていくという教育効果もあると思うので、そのようなことを書き足せばいいかなと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 よろしいでしょうか。

中学校の視点になるのですが、2ページの左下のところです。教職員体制の充実によるという部分ですが、今、委員からも触れられたところではあるのですが、2つ目の「中学校は教科担任制であることから…」というところについて、部活動の位置付けが非常に曖昧なところがありますし、小学校が多様な活動をしていないという意味ではないのですが、中学校には部活動など多様な取組があるということを少し触れていただいてもいいかなと思います。たとえば部活動等の取組があるので一定の人数確保が必要であるとか、そういった点を書き加えていただけるとありがたいと思います。部活動の位置づけが難しい部分はありますので、答申に盛り込んだ方がいいのか迷う一方、現在の保護者の方や生徒

の御希望を考えると、やはり部活動がある程度整備されているというのは非常に大事なことでないかなと思っております。

あと2つ目ですが、3ページの学校運営上の利点のところ、運営体制を整備しやすいという表現で包括されているとは思いますが、特に学校運営上、安全・安心の確保という面で、ある程度の職員数がいるということは非常に大事なことだと思います。急病人が発生するなど、様々な対応が学校ではどうしても起きますので、一定の人数確保、特に養護教諭が配置されることは大切な観点だと考えます。現在、中学校では旅費の問題があって養護教諭を旅行的行事に連れていけない場合も生じているのですが、アレルギーの子だとか病気の子も旅行的行事に引率するため、保護者からのお金を充てて看護師に同行してもらう、ということも起きています。答申でそこまで細かいことに触れる必要はないのですが、安全・安心の確保なり保障という点も、ここの体制を整備するということにしっかり入れ込んでおく必要があると思っています。

あと、2つ目のところについては、競い合いや切磋琢磨のほかにも、小学校では集団で表現する活動が特に多いのではないかと思います。40人の学年と100人の学年では、表現できるものの幅も随分変わってきます。それも活気、迫力に包含されるとも言えますが、この質的に大きな違いを札幌市の子どもたちにどこまで体験させるかという点も、実はこの言葉の背景にあるのではないかと感じています。

以上です。

○会長 他に御指摘ありますか。

それでは、1については、今、御指摘いただいたところをもう1回確認しながら皆さんで検討したいと思います。

2つ目の多様な人・価値観との出会いによる教育効果。これは、私も聞いていて一瞬ふと思ったのですが、今の表現ですと限定されているニュアンスが強いので、社会が子どもたちに求める資質はコミュニケーションだけではないというニュアンスを盛り込んだほうが良いということですね。そうすると、例えばこうなるでしょうか。「いま社会が子どもたちに求めている資質の一つにコミュニケーション能力があり」と。例えばこのような表現で、限定されないという雰囲気を出していただければと思います。

○事務局 了解しました。

○会長 みなさん、よろしいですね。

(異議なし)

○会長 2点目です。

これは、教職員体制の充実による教育効果ということで、特に中学校の表記のところで2つ御意見が出ました。

中学校は教科担任制であるから専門性を有する教職員の配置が求められる、で終わるの

ではなくて、適正な学校規模を確保することで9教科において専門性を有する教員配置が可能になる、まで踏み込んで書いた方がいい、というのが1つ。

それからもう1つ御指摘いただいたのは、中学校では部活動も重要な教育活動の1つであり、適正な学校規模が確保できれば指導体制の充実が可能になるというようなニュアンスの文言を盛り込むということでした。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員 私は知識がないので質問させてもらいたいのですが、今中学校で全9教科というお話がありましたが、最低限必要な学校規模として進めようとしている1学年2クラスを整備しても6学級6人にしかならず、9教科そろわないように思えます。その辺りはどのようになるのでしょうか。

○事務局 教員の定数配置基準というのがありまして、学級数イコール教員数ではありません。例えば中学校の6学級ですと、校長、教頭含めて11名の配置になります。校長、教頭を差し引いたら9人となり、ぎりぎりになりますけれど9教科の教員が配置できる計算になります。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは中学校のところの表記は、今のような修正内容でよろしいですか。

(異議なし)

○会長 続いてもう1つあったのが、4点目の二重丸の1つ目、教職員の体制が整うことで、もう一つの要素として児童生徒の安全・安心が確保できる、という観点も盛り込めないだろうかということですね。先ほど委員がお話しされたように、具体的な記載を盛り込むのは難しいと思いますが、安心・安全は学校教育のベースになりますので、そこを何らかの形で入れていただきたいという趣旨でした。事務局の方、いかがですか。

○事務局 頑張ります。

○会長 委員の皆さん、よろしいですか。

(異議なし)

○会長 それでは、ここにはそういう文言を入れます。

続いて2つ目の二重丸のところ、これは学校行事のことについて記載されている部分ですが、1つは、小規模から大規模になることによって切磋琢磨する環境が生まれるというニュアンスを盛り込んでいただきたいというのが1点です。

それからもう1つは、人数が多くなることによって表現活動の豊かさだとか、バリエーションだとかが生まれてくるということでした。

他の委員の皆さん、そういうことを盛り込むことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 事務局の方、よろしくお願いします。

項目1の学校規模適正化の意義・目的についてはここまでいたします。

それでは次、項目2、通学区域及び通学手段への配慮を読み上げをお願いします。

○事務局 では、読み上げます。

2、通学区域及び通学手段への配慮。

本審議会では、通学区域及び通学手段への配慮について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○通学区域については、現在の基本方針のとおり「できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね2km、中学校概ね3km）を基本」とするべきである。

○やむを得ず徒歩圏を超える場合の通学手段への配慮については、まずは公共交通機関の活用を優先的に検討し、公共交通機関の活用では通学が困難な場合など、やむを得ない場合に限りスクールバスの導入も検討することが望ましい。

《通学区域に対する考え方》

◎通学は、単なる自宅と学校間の移動ではなく、交通マナーの習得や運動機会の確保による基礎体力の向上など教育上の意義は小さくない。そのため、これまでどおり徒歩通学を原則とすることが望ましい。

◎現在の徒歩通学の目安である「小学校概ね2km、中学校概ね3km」は、国が示す通学距離の基準の約半分の距離であり、十分に配慮された基準であるとする。

《通学手段の配慮に対する考え方》

◎札幌市全域を見渡したとき、特に周辺部においては、路線バスが必ずしも通学に適した経路や時間帯に運行されているとは限らない。そのため、今後の学校規模適正化の取組を進めるにあたり、通学手段の配慮の手法は、スクールバスを含めて検討することが適切である。

◎徒歩による通学は前出のとおり教育上の意義が大きく、また公共交通機関を利用することによって社会性や自己管理能力を育むこともできる。そのため、「徒歩通学」「公共交通機関」「スクールバス」の優先順位で検討することが望ましい。

◎公共交通機関やスクールバスの活用を検討するにあたっては、行政が用意することと併せて、上級生による下級生の引率、保護者や地域の方の見守り活動など、安全確保のため子どもたち自ら、あるいは地域社会全体が力を合わせて取り組めるようにすることが、教育的にも財政的にも望ましい。

◎スクールバスは財政的な負担のほか、登下校時間の制約が大きかったり、学校における運行管理事務が増えたりするなどの課題もある。そのため、検討にあたっては

教育委員会が一定の基準をもって判断すべきである。

以上でございます。

○会長 この後、項目2から6までにつきましては、冒頭の枠で囲った部分に大きな押さえが書かれています。そして、その後、ここと言えば、通学区域に対する考え方と通学手段の配慮に対する考え方の2点について、委員会の皆さんからの補足の御指摘を盛り込んだ構成になっております。

それでは、今の2番のところにつきまして、御意見をお願いいたします。

○委員 ここは、私たちの意見が反映されており、大変いいと私は思います。というのは、最近ではバスの運転手さんが非常に不足して、路線バスの運行にも影響を及ぼしているとのことです。ここであまり積極的にスクールバスをうたいますと、運転手さんが確保できないという問題も起きかねませんので、5ページの最後を書いてあるように、「検討にあたっては教育委員会が一定の基準をもって判断すべきである」、ここをより強調されたほうがいいかなと考えました。

○会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○委員 今の御意見と同様の意見なのですが、検討にあたっての委員会の基準がどういう内容になるのかは具体的には書かれていないですが、例えば効率的な経路であるとか、停留所の数であるとか、たくさん増やせばいいということではなくて、一定の基準が必要だなどと思います。自分がスクールバスを活用した学校で勤務した経験を踏まえても、具体例を入れるかどうかというのは今ここですぐ判断すべきことではないとは思いますが、今後検討が必要かと考えます。

一方、学校の負担にも配慮して、その上の方にあるように地域社会全体が力を合わせて取り組めるようにしていただくと、大変ありがたいと思っております。

○会長 他の委員の皆さんからはいかがでしょうか。

○委員 先ほどバスに関して、スクールバスを運行する運転手さんがいないというお話をされたと思うのですが、この文書を見ていくと、全てにスクールバスという言葉が出過ぎていて、最初にスクールバスを検討してしまうのではないというような印象を受けます。そのあたりの表現は工夫した方がいいと感じました。

○会長 それでは具体的にどのような表現にしましょうか。スクールバスという言葉を減らすとかでしょうか。

○委員 例えば、最初の文章に「通学手段の配慮の手法は、スクールバスを含めて検討することが適切である」とありますが、まずこのスクールバスという言葉は要らない感じがします。ここから「スクールバス」をぼんと入れてしまうと、最初にスクールバスありきで皆さん考えてしまう気がします。

○会長 他の委員の皆さんはいかがでしょう。うなずきが多いようですね。

そうすると、今出てきているのは2点。1点目は、スクールバスという言葉を何か別の

文言に置き換えて、方針が誤解されないような手だてがとれないかということですね。

具体的には4ページの真ん中の通学手段の配慮に対する考え方の2つ目の文章、「そのため、今後の学校規模適正化の取組を進めるにあたり、通学手段の配慮の手法は」の部分、ここはスクールバスという言葉ではなくて、例えば「効果的な多様なあり方について検討することが適切である」に置き換える等ですね。これは吟味された表現ではありませんが、まずここは別の言葉で表現して、その後でスクールバスという具体論に入った方がよいということですね。皆さんうなずいていただいているようです。

それでは事務局の方、そういう方向で修正をお願いいたします。

続いて2つ目ですが、最後の「一定の」という言葉ですね。「教育委員会が一定の基準をもって判断すべきである」、この「一定の」とはどのようなことを想定されているのでしょうか。普通に考えると、「スクールバスは財政的な負担のほか、登下校時間の制約が大きかったり、学校における運行管理事務が増えたりするなどの課題もある」。ここで課題を提示しているわけですね。「そのため、検討にあつては教育委員会が」、「一定の」という言葉の前に、「効率的な」、あるいは「効果的な運用について一定の基準をもって判断すべきである」とか、何かそういう言葉を補うというような意味で私は理解したのですが、その辺りは、事務局のほうはどのようにお考えでしょうか。

○事務局 この「一定の」という言葉は、今御指摘のあった効率的、効果的という意味合いのほかにも、この中では公共交通機関の活用で通学困難な場合という曖昧な表現になっておりますので、それをもう少し具体的に判断するための基準、という意味合いもあろうかと考えております。

○会長 そうすると、効率的というよりは、通学区域制度の趣旨に沿ってとか、そういう意味合いでしょうか。

○事務局 そうですね。個人的な意見ではありますが、両方の側面があろうかなと今の審議を伺っていて思いました。

○会長 通学手段への配慮はスクールバスありきではないとのことですから、ここの一定の基準というのは、効率的な運用のほかにも、通学区域制度の趣旨に基づいてとか、これは吟味された言葉ではありませんが、そのような文言を盛り込む方向で御検討いただければと思います。

○事務局 かしこまりました。

○会長 委員の皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○委員 もう一ついいですか。すみません。

先ほどスクールバスという文言が非常に多いので、減らしたらいいというというお話がありました。それであれば表現の1つとして、例えば4ページの最後のところ、「公共

交通機関やスクールバスの活用」というところを「徒歩通学以外の手段を検討するにあたっては」とかに置き換えればよろしいかと思います。

○会長 これはただ数を減らすだけではなく、これまで私たちが重ねてきた審議の趣旨をより適切に反映させるためには、今御指摘がありましたように、「徒歩通学以外の活用を検討するにあたっては」という、そういう言葉の使い方にしていく方が良いということですね。

○委員 やはり徒歩通学が大原則です。ですから徒歩通学とそれ以外という表記の方が、そのことがより際立つと思います。

○会長 それでは、今の3点について、よろしくお願いいたします。

続いて、3番に入ります。

○事務局 読み上げます。

3、検討対象校（対象となる学校）

本審議会では、検討対象校（対象となる学校）について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○学校規模適正化の取組の検討対象校は、隣接する学校が小規模校か否かにかかわらず、学校規模適正化の検討が必要な学校（小学校 12 学級未満、中学校 6 学級未満が見込まれる学校）のすべてを対象とすることが望ましい。

《検討対象校（対象となる学校）の考え方》

◎必ずしも小規模校が隣接していない場合でも、小規模校化することによる教育面や学校運営面への影響は同一である。一定規模以下の学級数であればすべてを検討対象に含めるべきである。

◎全市的には少子化によって児童生徒数は減少している一方、高層マンションの建設や再開発事業等によって児童生徒数が増えている地域もある。検討対象校の設定にあたっては、現在の学級数で一律に判断するのではなく、将来の児童生徒数を推計しながら設定することが望ましい。

以上でございます。

○会長 このところ、覚えていますね。皆さんの活発な御意見をいただいたところです。皆さんいかがでしょうか。

○委員 1点。

冒頭にも申し上げたのですが、小学校 12 学級未満と掲げるとき、特別支援学級を除くとは書いていないので、一般の方は迷われるかもしれません。

○会長 皆さん、指摘の意味は御理解いただけますね。

例えば、枠外に米印を入れて、その説明を、少し文字のポイントを小さくして入れることは可能でしょうか。

○事務局 注釈のような形ですね。

○会長 そうです。そのほうが親切かもしれませんね。一番大事な学級数のことについて

の答申ですから、学級数の定義が曖昧だと理解しにくいと思います。ここで言う学級数とは特別支援学級を除く通常の学級を示しているとか、そのような内容でただし書きや注釈を入れていただければと思います。

そのような方向でよろしいですか。

○委員 よろしくをお願いします。

○会長 他の委員の皆さん、よろしいですか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

○委員 今のところ、少し細かいかもしれませんが、これは 12 学級未満なのでしょうか。今現在取り組んでいる地域や、かつて取り組んだ真駒内地区やもみじ台地区も 12 学級の学校が統合しています。12 学級未満というと 12 学級は含まれない。でも、今、実際は 12 学級の学校も検討している。とすれば、12 学級以下とした方がいいかなと思います。が、いかがでしょうか。

○事務局 まず、ただいま御指摘いただいた検討が必要な学校については、今回の審議会においては前提条件であって検討対象としていないこと、また、ここは 12 学級が見込まれるという点も含んでいるところがポイントなのかなと思います。現在は 12 学級であっても、将来推計を見たときに 11 学級以下になることが見込まれているのであれば、対象地域として含まれることは十分に考えられます。

○事務局 他にも地域の一体性とか進学する中学校の校区などを考えたときに、現時点では 12 学級の学校であっても、地域設定としては、この 12 学級の学校も含めたエリアで対象にしているのが現行の地域選定プランの考え方であります。12 学級未満を 12 学級以下に変更するとなると、そもそも適正な規模をどうするかという根本の部分に関わります。今回の審議会は、現在の適正な学校規模の考え方を出発点として、進め方ややり方をどのように改善したらよいか、という観点から御審議をお願いしておりますので、現時点で未満を以下にするのはちょっと厳しいかなと思っております。

また、対象とするのは 12 学級未満であっても、その 1 校だけで取組ができるわけではなく、隣の 12 学級や 15 学級の学校との組み合わせで取組を進めることもありえます。

○会長 よろしいですか。今御指摘いただいた部分は審議にあたっての前提条件でしたので、これはこのままいくということで進めさせていただきます。

それでは、次、4 番、取組校（地域）の選定について、読み上げをお願いします。

○事務局 4、取組校（地域）の選定。

本審議会では、取組校（地域）の選定について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○取組校（地域）の選定は、すべての検討対象校を取組校とした上で、現在の基本方針

に定める地域選定プラン（概ね５年ごとに策定）によることなく、次に掲げる観点を考慮しながら順次選定し、取組を進めることが望ましい。

- ・ 現在及び将来の学級数（６学級以下の小学校及び３学級以下の中学校は優先的に取り組むことが望ましい。）
- ・ 隣接校の状況（通学区域、学校規模、学校施設など）
- ・ 通学区域や地理的条件
- ・ 地域や保護者からの規模適正化の要望

《取組校（地域）の選定に対する考え方》

◎取組を加速させるためには、５年ごとに選定するのではなく、取組の必要性が高い学校や条件の整った学校から順次選定し取り組むことが望ましい。

◎検討対象校をすべて取組校とすることは、保護者や地域の方々にとって基準が明確になり、わかりやすくなる利点がある。通学区域や統合に関する要望が多いことから、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら進めていくことが望ましい。

◎学校規模の適正化の検討においては様々な意見が交錯する。取組校（地域）によってはなかなか意見がまとまらないこともあり得るので、検討期限や目標年次を定めることを検討することが望ましい。なお、期限の定め方については、教育委員会で設定するほか、検討開始時に今後の見通しを設定する方法もあると考えられる。

以上でございます。

○会長 ここも今回の答申の核となる部分で、審議会の中でも委員の皆さんから活発な御意見をいただいたところです。それを今、このような形でまとめていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員 大変いい文言だと思います。私も最初に発言させていただいたのですが、スピード感を持って、市民、保護者、児童に知らせることが必要だと考えます。

○会長 今、賛成意見をいただきました。

皆さんもそういうことでよろしいですか。

（異議なし）

○会長 ここは十分に審議を重ねた項目であり、それが答申案にも反映されておりました。

続いて、５番、お願いいたします。

○事務局 ５、取組の進め方。

本審議会では、取組の進め方について、事務局から示された見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○取組を進めるにあたっては、現在の基本方針のとおり、検討地域ごとに保護者や地域

の方々、学校関係者などから構成される検討委員会を設置し、学校規模の適正化を進めるための諸事項について、学校や地域、行政が連携し検討することが望ましい。

○検討を進めるにあたっては、子どもたちの教育環境を中心に検討が行われるよう、たたき台となる案を札幌市が示すことが望ましい。また、検討委員会における検討事項は、以下の例のように明確に示すことが望ましい。

- ・学校統合に関すること
- ・通学区域に関すること
- ・使用校舎に関すること
- ・統合時期に関すること
- ・学校名に関すること
- ・通学安全に関すること
- ・その他教育委員会が必要と認める事項

《取組の進め方に関する考え方》

◎学校規模の適正化を検討するにあたっては、学校の組合せや通学区域、使用校舎の選択など、様々な場合分けが考えられる。これらの論点を札幌市として事前に整理することで議論の焦点を明確にし、検討期間の短縮や検討委員の負担の軽減を図ることが望ましい。

◎検討期間の長期化は検討対象校の更なる小規模化を招くとともに、対象地域の保護者をはじめとする関係者の不安が大きくなるなどの影響が考えられる。拙速は慎みつつも、迅速に検討を進めることが望ましい。

◎検討の過程で統合新設校の教育内容に関する発言が出ることが想定されるが、統合新設校の教育課程は、学習指導要領等の関係法令に基づき校長が編成すべきである以上でございます。

○会長 先ほど委員から4番のところで御指摘いただいたことが、ここでもしっかり示されていると思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

うなずいて読んでいただいているとお見受けいたしますが、5番についてはこのままでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、6番の学校施設のあり方について。ここまでが冒頭の四角形の枠で主題が示されているところですね。読み上げをお願いします。

○事務局 6、学校施設のあり方。

本審議会では、学校施設のあり方について、事務局の見直し案に基づき検討した結果、以下のとおりと考える。

○現在の基本方針に定める既存学校施設の有効活用、既に進めている児童会館やまちづ

くりセンター等との複合化の検討は、これまでどおり実施することが望ましい。

○改築又は改修時期を迎える学校を取組地域に含めるように配慮しながら、統合による教育効果を最大限に発揮できるよう、施設面からも統合新設校を支援するべきである。

○学校統合の結果、使用しなくなる学校施設については、札幌市としての活用を検討することになるが、民間による活用を検討する場合は、すでに実例のある条件付き売却のほか、借地権の設定や民間事業者への提案募集などの手法も検討することが望ましい。

《学校施設のあり方に関する考え方》

◎児童会館の利用者数が年々増えている地域もある。複合化の検討にあたっては、将来の利用者数予測も行いながら検討するよう留意すべきである。

◎学校統合に合わせて学校施設に新しい機能を盛り込んだり、外観を一新したりすることにより、子どもたちは、新鮮な気持ちで、新しく集った友達と新たな学校を創るという意識を持ちやすくなる。また、関係者も前向きに学校統合に取り組むことができる。

◎学校施設の跡活用を検討するときは、次に必要なものは何かを街全体のエリアで捉えて議論することが望ましい。また、民間事業者が、地域の将来構想などについてプレゼンテーションをする機会があると、利益を確保しつつ、行政の機能とは異なる新たな視点から、地域の発展につながる提案が行われる可能性がある。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ここについても、審議会の中で様々な議論をした経緯があります。それを踏まえてこのような形になっておりますが、委員の皆さん、改めていかがでしょうか。

○委員 札幌市まちづくり戦略ビジョンのアクションプラン 2015 では、小学校併設地域交流施設設置事業として平成 31 年度までに 7 施設設置すると目標が設定されています。これは地域振興部との兼ね合いもあると思いますが、すでに連携をとられて実際に取り組んでいらっしゃると思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

併設化というのは、将来の財政負担とかを考慮しても必要な取組だと思います。私も児童会館と学校が一体となった学校を見たことがあります。敷地は同じであっても入り口を分けるなど工夫しながら設計されているな、と感じました。

○会長 今の点について、事務局の方から他の委員の皆さんに少し補足説明をお願いできますか。

○事務局 札幌市では、小学校を改築するときに、まちづくりセンターや児童会館との複合化を検討することになっております。

今、委員からお話があったのは、まちづくりセンター、地区会館の複合化のことかと思っています。今も小学校の改築は順次進めているところですが、その都度まちづくりセンター

や地区会館との併設を検討しており、アクションプラン上ではそれが平成 31 年度までに 7 校計上されております。

○会長 そういう意味で、市の部局とは連携はとれているようですし、また、そういう方向性にあることが他の委員の皆さんも御理解いただけたのではないかなと思います。

6 番のところで、他に御意見ございますか。

○委員 下のほうの二重丸 2 つ目、2 行目の右端です。「新しく集った友達と新たな学校を創る」という記述があるのですが、この「創る」は、非常に想いを込めた表記だと思います。学校ではよくこういった表記をするのですが、一般的にそういった理解でよろしいのでしょうか。

○会長 端的に言えば創造するというような言葉のほうがいいのではないかということでしょうか。

○委員 正しい表記では平仮名かなと思ったのですが、皆さんの思いが一つであれば、このような想いのこもった表記になるかと思います。

○会長 方法としては平仮名で表記するか、この文字を使うか、あるいは「新たな学校を創造する」という言い方も可能だとは思いますが、この辺のところ、どうでしょうね。

○委員 私は平仮名のほうがわかりやすいと思います。

○会長 他の委員はいかがでしょうか。

○委員 私、もみじ台地域で小学校が統合したときに、もみじの森小学校の開校準備を進めている段階で色々なお話を伺いました。そのときの雰囲気では、今までにないものをゼロから創り上げるということで、校長先生は一生懸命奮闘していたという印象があります。

○会長 他の委員はいかがでしょう。

○委員 私は平仮名表記がよろしいかと思います。

○会長 学校にはそういう文化、独特な言い回しがあるのですが、ここは平仮名で統一したいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員 きちんと盛り込まれていると思います。

○会長 それでは 6 番の学校施設のあり方は、審議会の内容が盛り込まれているということで進めます。

この項目に沿って進めているのは最後になりますが、7 番、その他取組を進めるにあたってというところを読み上げお願いいたします。

○事務局 7、その他取組を進めるにあたって。

本審議会では、その他学校規模適正化の取組を進めるにあたり配慮することが望ましい事項については、以下のとおりと考える。

《情報の発信》

学校規模の適正化に関する情報は、すでに行っている検討委員会ニュースの配布や町

内会回覧、市公式ホームページへの掲載のほか、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やEメールの活用など、情報がより届きやすい手法を検討することが望ましい。

また、既に取り組を行った地域のアンケート結果を積極的に開示するなどして、学校規模適正化の意義や目的、その成果について積極的に周知を行い、保護者や地域の方々の取組への理解を深めながら進めることが望ましい。

《統合新設校に対する人的な支援》

学校の統合は、新たに学校を創る事業であり、教育課程の編成や学校組織の整備、学校行事の企画や通学路の検討など準備業務は極めて多岐に渡る。さらに開校後の見直しや改善も含めると、統合前後の数年間における教職員の負担は非常に大きい。

また、この時期は子どもたちの環境が大きく変化するので、よりきめ細やかに子どもたちに寄り添うことができる人的体制の充実が求められる。

教職員の配置は義務教育費国庫負担制度によるところが大きいですが、国の加配制度や学びのサポーター事業などを活用しながら、人的な支援を検討することが望ましい。

《大規模校への対応》

学級数が多い大規模校においても、例えば宿泊学習など学年単位での活動に制約が生じるほか、体育館が手狭になるなど、教育面や学校運営面において影響がある。

現に、市内の一部の学校においては児童生徒数が増加している。小規模校と同様に児童生徒数を推計しながら、学校施設の増築や通学区域の検討などの対策を講じることが望ましい。

《札幌市における小中一貫教育との連携》

札幌市は今後小中一貫教育のあり方を検討していく予定であるが、全国では学校統合と合わせて小中一貫校を設置する事例がある。必要に応じて小中一貫教育のあり方検討の動向との調整を図りながら、通学区域の検討や学校規模適正化の取組を進めていくことが望ましい。

以上でございます。

○会長 こども審議会の中で委員の皆さんからたくさんの御意見を頂戴したところです。それらが適切に反映されているかどうか。いかがでしょうか。

私から1点、確認させていただければと思うのですが、情報の発信のところの2段落目、「既に取り組を行った地域のアンケート結果を積極的に開示」となっていますが、「開示」と「公表」の言葉は、この場合はどちらの方が適切でしょう。何か開示というと「情報開示」というイメージがあります。この点教えてください。

○事務局 私も読み上げていて引っかかったので、質感としては「開示」ではないなと思いました。別に隠しているわけではないので、それをもっと発信することを努力するとうか、積極的にやっていくというニュアンスの言葉のほうが適切だと思います。

○会長 そうすると発信するとか公表するとかはいかがでしょうね。

○委員 そのほうがいいと思いますね。

○会長 よろしいですか。

その辺りの吟味は事務局にお任せいたしますので、言葉の定義をお調べいただいて、修正をお願いします。

他には、いかがでしょうか。

○委員 10 ページの大規模校への対応ということで、私なりに調べてみたのですが、中央区の小学校において飛躍的に児童数が増えています。特別支援学級も含めて計算してみたところ、一番大きいところでは 31 学級、さらに、その学校の周辺ではタワーマンションが続々と建設されていて、まだまだ増えるのはまず確実な情勢です。それに対してかなり緊急の対策を要するかなと思われます。

○会長 その辺りは前回他の委員からも指摘がありましたね。対応していかなければならないが、様々な要素があるというようなことを事務局のほうから御説明いただいたと思います。繰り返しになるかもしれませんが、今の委員の御指摘に対して御説明いただけますか。

○事務局 いわゆる過大規模校への対応という御趣旨かと思いますが、11 ページの上の方に書いてあるとおり、確かに委員がおっしゃるように、中央区では既に大規模校化しているところもあり、また、今後も増える地域もあろうかと思います。

現時点で教育委員会として対応しているものは、少なくとも普通教室を確保できるよう増築して子どもたちに必要な生活環境は必ず整えていますし、これからもしていきます。

あとは、中央区の場合は大きい学校同士が隣り合っているので現実的ではないのですが、大きい学校と小さい学校が隣接しているのであれば、通学区域の見直しも選択肢の一つとしてはあり得ますので、学校の児童生徒数の推計を見ながら、今後も適切に対応していきたいと考えているところであります。

○会長 児童生徒数の推移を十分注視して、ということですが、新設するのであれば用地の確保とか、考慮すべき様々な要素があるとか思います。

そのため、今お話しいただいたのが、通学区域の見直し等も含めて対応していくと御説明いただきましたが、委員よろしいですか。

○委員 ぜひお願いしたいと思います。学校用地、中心部ではないですね。

○事務局 小学校の標準面積 16,000 ㎡ですが、そのような敷地は、現時点では適当な場所にはございません。

○会長 そういうことですよね。土地も広さや場所の問題だとか、様々な要素がありますので、一律的にこういうふうというのは、ちょっと言い切れないかもしれませんね。

この点につきましては、委員の皆様、今の御説明で御了承いただきたいと思います。

他に、この点について何かないですか。

○委員 10 ページの情報の発信について、答申の表現はきちんと意見が反映された内容になっていると思うのですが、個人的な感想といたしましては、どういう形で情報を発信

しても、受け取る側がそういう気持ちになっていないと子どもが持ってきたプリントにも目を通さないというようなことも現実起きうると思います。例えば関心を高める働きかけを行っていくとかそういう表現を加えるとかやっていかないと、同じことの繰り返しになると思いましたので、この場で少し発言をさせていただきました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。そういう意味で、教育委員会で取り組まれたことがありますよね。

○事務局 9月の後半に、全ての小学校と中学校の児童生徒の方に、「学校規模適正化だより」ということで、A4の表裏、今ちょっと手元にないのですが、そちらを配布させていただきました。

○委員 これは全児童に配布していますか。

○事務局 全家庭数で配布しています。

○会長 私は孫からもらいました。

○委員 うちの子どもは3人小中学校に通っていますが、どの子も持って帰ってはきていないです。うちの学校は学校規模適正化の対象校ではないのですが、対象校でなくても配っていますよね。

○事務局 はい。14万部印刷して、全校に送付しています。

○委員 そうですよね。それだけ印刷したら全家庭だと思うのですが、手元に届いていないです。

○会長 教育委員会としては、全ての学校に家庭数で配布を依頼したと。そこから先は学校の問題になりますので、教育委員会としてはちょっと掌握できない部分かもしれませんね。

○事務局 学校で対応していても、行き渡るには何人か人の手を介しますので、その途中で何か行き違いがあったかもしれません。

○事務局 市内小中学校の全家庭にお配りしたほか、札幌市関連の公共施設、まちづくりセンターとか、区役所とかにも配架させていただくなど、広く市民の皆さんに周知するための初めの一歩として、この「学校規模適正化だより」を発行いたしました。

○会長 今、お配りしたものをしながら聞いていただきたいのですが、委員から、情報の発信のところの上から3行目、「情報がより届きやすい手法を検討することが望ましい」というところ、これをもう少し踏み込んで、例えば「保護者や地域の関心を高めるような手法」など、言葉は吟味していませんが、そういう表現の方が、今取り組まれている「学校規模適正化だより」もまさにその1つですし、より適切に表現されるのではないかと思います。御指摘ですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは事務局の方、そのように修正をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 せっかくこういう取組をしていただいていますので、そのこともアピールしていきたいなと思います。これは画期的なことですね。

○事務局 そうですね。

○会長 何か、制作にあたっての意図や背景も御説明いただければと思いますが。

○事務局 そもそも学校規模適正化の取組が知られていないという課題認識があったのと、札幌市は 190 万都市ではありますが、少子高齢化が進んでいく中で、学校の小規模化もみんな自分ごととして捉えて、今後の学校教育のあり方を考えていただきたいというのが 2 つ目。もう 1 つが、情報を発信したら、色々な御意見が私どもに届くと想定をしておりました。既に 3 件ぐらいいは届いているのですが、そのようなお声も新たな基本方針とか今後の取組とかで生かしながら進めていきたいという想いから、今回、このようなお便りを発行させていただきました。

○会長 お疲れさまでした。

この 7 番のところ、他に意見はありますか。よろしいですか。

(な し)

○会長 それでは、項目にありました 1 番から 7 番までの方針内容についての審議はここまでといたします。

それでは、事務局のほうで、「はじめに」と「おわりに」というのがありますよね。そのところの読み上げをお願いします。

○事務局 「はじめに」と「おわりに」、続けて読みます。

まず 1 ページ目、「はじめに」を読み上げます。

札幌市の児童生徒数は、昭和 60 年度の約 21 万人をピークに年々減少しています。

そのため学年によってはクラス替えができない小中学校が徐々に増えており、一定の学校規模を確保し、望ましい教育環境を維持することが課題となっております。

札幌市教育委員会では、平成 19 年 12 月に「札幌市立小中学校の適正規模に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、その後の 10 年間、基本方針に基づいて学校規模適正化の取組を進めてきました。

しかし、この 10 年間で札幌市の児童生徒数は急激に減少し、学校を取り巻く環境も大きく変化しました。今後も取組を進めていくためには、基本方針の見直しが不可欠な状況になってきています。

そこで、当審議会は、平成 29 年 6 月に教育委員会からの諮問を受け、これまでの適正な学校規模の考え方や基準は維持しつつ、以下の 3 つの観点から、約半年間にわたり基本方針の見直しについて審議を重ねてきました。

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する。
- ② 少子化の継続に対応するため、学校規模適正化の取組を加速させる。
- ③ その他学校を取り巻く環境の変化と基本方針の適応を図る。

本審議会では、子どもたちの学びにとって望ましい教育環境を整備するというこれまでの基本方針の方向性は継承しつつ、市民の皆さまのご理解をいただきながらより迅速に学校規模適正化の取組を進めることができる方策について多面的に検討を行い、ここに「答申書」をまとめました。

この答申を機に、学校規模の適正化をはじめとする児童生徒のより良い教育環境づくりに、保護者や地域の方々など学校に関わるすべての皆さまが力を合わせて取り組んでいくという機運が一層高まっていくことを願っております。

札幌市立小中学校適正配置審議会
会長 福田 信一

続きまして、12 ページになります。

終わりに。

本審議会は、現在の基本方針の見直しについて、様々な立場や見地から議論を行い「答申書」として取りまとめました。

審議会においては闊達な議論が行われましたが、その根底にあったのは、子どもたちにとって、楽しい体験もそうではない体験もすべては成長の糧であり、学びの機会であること、子どもたちはそれらの経験を通じて成長していくこと、そしてそのために望ましい教育環境はどのような環境であるか、委員全員がそこに共通認識を持って議論ができたからだと振り返っております。

札幌市教育委員会においては、この答申を受けて新たな基本方針を策定し、今後はその新たな方針の下で取組を進められることと思いますが、取組から新たに生まれる学校を中心として、これからも保護者と地域と行政が力を合わせて子どもたちを見守り育んでいかれることを切に望んでおります。

札幌市立小中学校適正配置審議会
副会長 濱谷 雅弘

○会長 こういうことですので、「はじめに」と「終わりに」という文言につきましては、このように進めておりますので、御了解いただければと思います。

以上で、皆さんで答申書（案）を一通り検討しましたが、全体を振り返って、追加で何か御意見があるという方はいらっしゃいますか。

○委員 ちょっとよろしいですか。

「終わりに」ということで、私から皆さんに情報共有したいことがあります。先ほど委員もおっしゃっていましたが、中央区の高層マンションとか再開発、どうして今の時期に再開発とか高層マンションの建築ラッシュが進んでいるかということ、今から 46 年ぐらい前、札幌オリンピック開催前後にできた建物が、ちょうど 50 年ぐらい経って更新期に来

ているのです。市長が秋元さんになったから再開発が進んだわけではなくて、今この時期がちょうど建物が更新されなければいけない、建て替えをする時期に入っていることが背景にあることを少し頭の中に入れていただきたいと思います。ですから今後はますます建物が更新されていきます。

先ほど児童生徒数の推計という言葉が何回か出ましたが、この辺のことは非常に難しい、デリケートな問題でもあります。そこで1つ提案があるのは、札幌市役所の中には、都市計画とか、まちづくり局とか、それから建築、宅地に関わる様々な部署があります。そこは色々な形で情報を持っています。この先、この周辺が大規模なマンションが建ちそうだとか、創成イーストの動向だとか、教育委員会の中だけではなくて、そういう情報を横断的に集めておく、と推計に少し役立つかなと思います。最後にまちづくりの観点からの提言でした。

○会長 ありがとうございました。

審議会の中でも、そのことに関しては委員の皆さんから御意見が出ていましたよね。共通理解できるところだと思います。

今日の審議で出された答申（案）の修正については、後ほど事務局のほうで反映していただいて、でき上がったものを次回、最後の審議会で皆さんと一緒に最終確認できればと思っています。

それでは、本日予定されていた議題は以上ですが、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 本日は、答申（案）の御検討ありがとうございました。

次回、今、会長からお話がありました最後となる第5回の開催は、11月28日火曜日、9時半開始です。9時半から、この会場での開催を予定しております。

それまでに事務局では、本日の審議で御意見をいただいた点の修正作業を行います。次回での答申の確定に向けて、郵送などで事前に修正したものをお示ししたいなと考えておりますので、確認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

今、お話がありましたように、次回がいよいよ最終回となります。答申の仕上げまで、もうすぐです。どうぞ、委員の皆さんにおかれましては、最後まで御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって審議会を終了させていただきます。

本日も活発な御議論、どうもありがとうございました。（了）